

ハンセン病を正しく知ってほしい

ハンセン病の元患者たちは、ハンセン病が治る病気になったにもかかわらず、長い間療養所に隔離され、社会から遮断されてきました。2001年、裁判所は人権侵害を認めて、賠償金の支払いを政府に命じました。人権の保障と救済という点で画期的なことです。その後、政府は原告の人たちに謝罪し、2002年になって政府と元患者との間で和解が成立しました。

そして、今年の6月11日「ハンセン病問題基本法」が成立しました。この法律では、療養所の医療施設を地域に開放したり、元患者らの名誉を回復したりすることを国に義務づけたものです。『元患者らの被害は国の隔離政策に起因した』と明記したことに大きな意義があると考えられます。

現在、国立療養所の入所者数は約2700人で、ピーク時の4分の1になっています。平均年齢は、79.5歳と高齢化しています。入所者数の減少に伴い、施設の医師、看護師、職員も減少し、空洞化が懸念されています。そこで、この基本法をもとに療養所を地域に開放し、住民の受け入れを可能にすることで、療養所の存続はもちろん、新たな交流を展開し差別や偏見の連鎖を断ち切る契機にしようとする動きが出てきました。元患者らが地域社会から孤立せず、良好な生活を送ることができるよう、地域との共生に向けた取り組みが始まっています。

小・中学校の教科書には、2002年のハンセン病訴訟で政府との和解が成立したことが記載されています。また、今年福岡県教育委員会が作成した人権教育学習教材集「あおぞら」には、「共に生きるということ～ハンセン病のことを知っていますか～」という題材が盛り込まれています。学校教育の中でもハンセン病を正しく知り、偏見や差別をなくす取り組みが確実に進められています。

ハンセン病について、正しい知識と理解を持つことは、「人権のまち・小郡」を創造することにつながります。今年の12月の人権週間では、福岡県の取り組みとしてハンセン病に関する映画「新あつい壁」の上映、監督中西節夫さんを交えてのシンポジウムなどが春日市のクローバープラザで開催されます。詳しくは、後日お知らせいたします。



▲ハンセン病の「隔離政策の象徴」といわれる国立療養所 菊池恵楓園のコンクリート塀(熊本県)

ハンセン病…ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症。かつては「らい病」と呼ばれ、体の末梢神経が麻痺したり、皮膚に発疹が出ることなどが特徴で、病気が進行すると顔や手足が変形することから、患者は差別の対象になりやすかった。「らい菌」の病原性は弱く、たとえ感染しても発病することはまれです。現在では、優れた治療薬により完治します。早期に治療すれば、身体に障害が残ることもありません。

問い合わせ先 人権・同和教育課 内線532